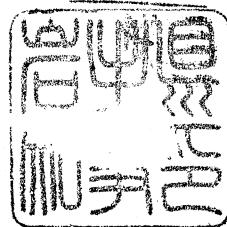


水振第520号
令和7年1月29日

岩手海区漁業調整委員会
会長 渕 謙 様

岩手県知事 達増 拓也



漁業権及び知事許可漁業に係る条件の変更について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項に規定する漁業権の条件及び同法第58条で準用する第44条第1項に規定する知事許可漁業の条件について、次のとおり変更したいので、同法第86条第2項の規定に準じて、貴委員会の意見を求める。



担当 農林水産部水産振興課
漁業調整担当（中井）
電話：019-629-5819
FAX：019-629-5824
E-mail：ka-nakai@pref.iwate.jp

(案)

岩手県指令〇〇第 号
住所
氏名又は名称

令和〇年〇月〇日付けで免許した〇第 号()の〇〇漁業権に係る条件〇の網目制限について、漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定に準じて変更します。

年 月 日

岩手県知事 達増 拓也

1 条件〇(〇)の変更

(1) 内湾漁場の場合

「毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。」を「毎年4月1日から5月10日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。」に変更する。

(2) 外海漁場の場合

「毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。」を「毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。」に変更する。

2 新旧対照表

(内湾漁場)

	変更後	変更前
期間	4月1日から <u>5月10日</u> まで	4月1日から <u>5月31日</u> まで

(外海漁場)

	変更後	変更前
期間	4月10日から <u>5月20日</u> まで	4月10日から <u>6月10日</u> まで

※ 免許権者、許可受給者ごとの漁場（内湾、外海）に応じて、いずれかを記載。

付記1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求することができます。（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴え提起することができます。（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

定置網等における箱網の網目制限の緩和について

1 網目制限の内容等

(1) 経緯

県では、漁業権の一斉切替えの度に「漁場計画策定方針」を策定しており、この内で、さけ資源を造成する目的で放流されたさけ稚魚を保護するため、定置漁業権の免許に対し、次のとおり制限又は条件を付し、箱網の網目の大きさを制限している。(※小型定置網漁業許可についても同様。)

昭和 58 年度の一斉切替え以降、県内の全ての定置網にさけ稚魚保護のための制限又は条件が付されている。

【制限又は条件の内容】

さけ稚魚保護のため、次のとおり網目制限をすること。ただし、内湾漁場と外海漁場の区域は、別記のとおりとする。

漁場区分	期 間	箱網の網目の大きさ
内湾漁場	4月1日から5月31日まで	4.3センチメートル(8節)以上
外海漁場	4月10日から6月10日まで	5.0センチメートル(7節)以上

(2) これまでの制限等の考え方

放流されたさけ稚魚は、4月から6月にかけて沿岸で滞泳してから北上回遊を行う。

さけ資源を効果的に造成するためには、沿岸で滞泳しているさけ稚魚を保護することが重要であるため、さけ稚魚が沿岸で滞泳する4月から6月の間、定置網における網目の大きさの下限を設定し、制限しているもの。

2 岩手県定置漁業協会からの「定置網の網目制限緩和要望」について

令和6年8月20日に岩手県定置漁業協会から県に対して、「定置網の網目制限を緩和して欲しい旨の要望」があった。

(1) 要望内容

さけ資源が減少する中で、いわし等の魚種を活用し、漁業収入の補填を図るため、さけ稚魚放流終了後の定置網の網目制限の緩和について、特段の御指導をお願いする。

(2) 理由

従来、3月上旬から6月上旬までは、さけ稚魚保護のため、網目の制限措置が取られてきたが、近年の海洋条件の変化に対応し、さけの稚魚放流は4月中に終了しており、当協会の会員からは、いわし資源の有効活用のため、網目制限時期の緩和が求められている。

3 岩手県水産技術センターによる科学的知見に基づく網目制限緩和に対する見解について

(1) 近年、海洋環境の変化に伴い、春季における沿岸部の海水温は上昇しており、さけ稚魚が分布する上限水温である13°Cの到達日が過去と比べて1か月程度早まる傾向(8ページ参照)。

(2) 海水温の上昇に伴い、さけ稚魚の湾内での滞留の期間も20日程度早まっており、5月10日以降はほとんど確認されていない(9ページ参照)。

また、沿岸部においても5月下旬以降の分布もほとんど認められない状況(10ページ参照)。

(3) 令和4年以降は、さけ稚魚の放流時期が早まっており、概ね4月中には稚魚の放流が終了しており、放流サイズも湾外への移動が可能となる2g以上の大型魚が放流されている(11ページ参照)。

(4) なお、さけ稚魚の放流数は、昭和59年には4億尾の放流体制が整い、平成22年頃まではその放

流数を維持してきたが、その後のさけの回帰尾数の減少により種卵確保が困難となり、令和5年には5,600万尾の放流に留まっている（12ページ参照）。

（5）以上のことから、近年の環境に対応したさけ稚魚の放流実態と放流後のさけ稚魚の分布状況を踏まえると、さけ稚魚を保護する期間としては、4月から5月中旬頃までの間が必要と考える。

＜保護する期間の変更案：内湾漁場4/1～5/10、外海漁場4/10～5/20＞

（6）ただし、海洋環境が低温化するなど過去の状況に戻る傾向が見られた場合、網目規制を再度検討することを提案する。

4 県の対応方針

（1）現在、業界と行政が一丸となって、さけの資源回復に向けた取組を進めている中で、定置網漁業においても、さけ稚魚を保護するための最大限の努力が必要である。

（2）近年、海洋環境の変化に伴い、春先の水温上昇がこれまでよりも1か月程度早く、関係団体においては、さけ稚魚の早期放流や大型化の取組を進めているところ。

また、水産技術センターの調査においては、内湾では5月中旬、沿岸部では5月下旬以降は、さけ稚魚の分布が確認されていない状況にある。

（3）これらのことから、近年の海況状況が継続することを前提とした場合、網目制限期間の終期の短縮は可能と考える。

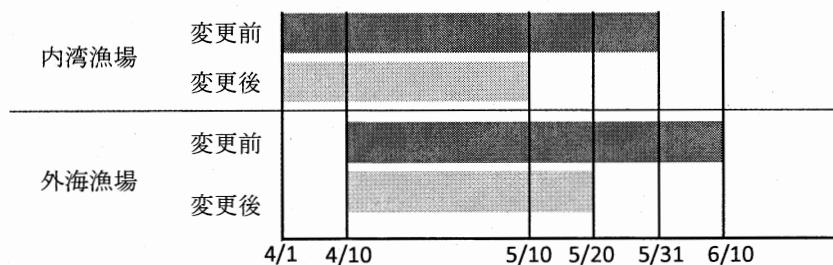
なお、本県沿岸におけるサケ稚魚の滞泳期間は、放流時期の他、水温等の海況に大きく影響されるものと考えられ、海況は毎年変動するものであり、今後の状況の変化により、再び制限期間を延長することもあること。

5 対応（漁業権及び漁業許可の条件緩和）

今回の定置漁業協会からの「定置網の網目制限緩和」要望及び近年のさけの資源増殖の取組や現状の海洋環境の変化やさけ稚魚の分布状況を踏まえて、以下のとおり、網目制限期間の変更を行うこととする。

【対象漁業】定置漁業権、第二種共同漁業権（小型定置網、磯建網）、小型定置網漁業許可

漁場区分	変更後の制限期間	現行の制限期間
内湾漁場	4月1日から5月10日まで	4月1日から5月31日まで
外海漁場	4月10日から5月20日まで	4月10日から6月10日まで



【附則】

本県沿岸におけるさけ稚魚の滞泳期間は、放流時期やサイズの他、水温等の海況に大きく影響されるため、今後の状況の変化によっては、再び制限期間を検討する。

内湾漁場と外海漁場の区別

1 内湾漁場

次の表の左欄に掲げる湾内において、それぞれ同表右欄に掲げる線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内の漁場とする。

名 称	線
久慈湾	牛島と七折りを結んだ線
野田湾	久慈市久喜中沢橋と松磯崎を結んだ線
宮古湾	大モリと追切崎を結んだ線
山田湾	明神崎と藤五郎鼻を結んだ線とその延長線
大槌湾	浪ノ助鼻と長崎を結んだ線
釜石湾	鷺の巣崎と大刀根崎を結んだ線とその延長線
唐丹湾	嫁ヶ崎と赤磯島を結んだ線とその延長線
吉浜湾	弁天崎と大ソレ崎を結んだ線
越喜来湾	鬼間ヶ崎と嫁ヶ崎を結んだ線
大船渡湾	浪板と長磯を結んだ線
広田湾	次の各点を順次に結んだ線 大陽崎、北緯38度58.312分・東経141度39.108分の点、岩手県と宮城県との境界にある 境石

2 外海漁場

1以外の区域にある漁場とする。